

「「超」感覚で読み解く TOEIC 対策講座」お申し込みを検討中の皆様へ（概要書面）

北九州市立大学生生活協同組合

「「超」感覚で読み解く TOEIC 対策講座」（以下、「本講座」といいます）のお申込みにあたっては、事前
下記事項を必ずご確認くださいますよう、お願いします。

【ご確認事項】

※内容を十分お確かめ下さい

本講座は、実践的な英語コミュニケーション能力を身につけることを目的として、講義と教材を提供し、講座での諸活動を通じてその実現をはかります。

1. 役務の内容及びご購入いただく商品、及びその費用については以下の通りです。（単位：円／消費税含む）

講義受講料（4,600 円×11 回）	50,600 円	テキスト一式	7,680 円
動画教材費用（3,200 円×4 回）	12,800 円	初期費用	4,920 円
受講料合計			76,000 円

※上記受講料は、北九州市立大学生生活協同組合（以下、当生協）が定める方法及び期限によりお支払いください。

2. 本講座は 2027 年 4 月～ 2027 年 6 月までの期間で開講します。

3. 本講座に参加するための機器や回線などの環境は受講生が用意するものとします。

4. 本講座に関わる動画データ、配布資料など（以下、「教材」といいます）を当生協に無断で複製・複写・中継することは一切できません。また、講座の様子を当生協の許可なく個人で収録・再配布・上映することは一切できません。

5. 本講座は当生協組合員が参加することができ、これを受講する権利を他人に譲渡することはできません。

6. クーリング・オフに関する事項

- （1）本講座は、受講料を所定の大学生協窓口が受理した時点をもって契約の成立とします。
- （2）契約書面を受け取った日を含む 8 日間は、書面により無条件に本講座の役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。
- （3）前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面を大学生協へ提出、もしくは郵送した日（郵便消印日付）から生じます。
- （4）この場合は、お申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。既に本講座受講料（教材代金含む）の全部または、一部を支払われている場合は、速やかに大学生協よりその金額の返還をうけることができます。
- （5）クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む 8 日を経過するまでは、クーリング・オフができます。

7. 中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項

- （1）第 1 回講義の開始前までの契約解除の場合、全額を返金いたします。
- （2）第 1 回講義開始後の契約解除の場合、受講料（教材費含む）から以下を差し引いた金額を返金いたします。
 - ① 解約申し出日までに実施された講座の対価に相当する講座受講料（1 回実施につき：4,600 円）
 - ② 教材費 7,680 円
 - ③ 初期費用 4,920 円
 - ④ 取消料として、受講料から①②③を控除した残額の 20%に相当する金額、または 50,000 円のいずれか低い額

8. 本講座では欠席者への提供や受講生への復習用に加え、講座の品質管理、効果測定、及びその他の教育的目的と普及のために、録音・録画・撮影を行うことがあります。これらは原則として講座内及び事務局の管理の下でのみ視聴できるものとします。但し、普及広報目的の場合に限り、申込者は撮影・録音の事前に書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用を個人の特定ができない状態にすることを申し出ることができるものとします。

9. 講座の参加に際しての接続や回線によるトラブル、視聴品質の低下等については原因の如何を問わず当生協ではその責を負いません。

10. 本講座の受講日や実施場所や軽微な役務の変更がある場合は、講座で使用するシステムへの掲示、または受講者宛メール等の電子的手段にて告知を行います。

12. 本講座のお申込者には、当生協より大学における学びや成長に関わる事業等の情報を提供することがあります。

13. 本講座の運営に関する個人情報、当生協の大学生協の個人情報保護方針に則って管理します。

14. この書面に記載のない事項については下記、当生協の講座約款の定めによります。

https://coop.kyushu-bauc.or.jp/nus_im/webapp/data_file_im/html_file/uk-coop/%E7%B4%84%E6%AC%BE.pdf

以上

北九州市立大学生生活協同組合 オリジナル講座約款

第 1 条（適用範囲）

1 本約款は北九州市立大学生生活協同組合（以下、生協という）が実施する講座・セミナー（以下本講座という）に適用される契約条件を定めたものです。本約款に定めのない事項については、当該の講座受講案内及び申込書類等（以下申込書類という）の定めによるものとします。
2 本約款を適用する講座は、生協の web ページにて告知するものとします。
3 各講座に付随するオプション講座についても本約款を適用するものとします。

第 2 条（契約の成立）

1 本講座の申込者（以下申込者という）は、本約款及び申込書類の内容を承諾の上、生協に対して受講の申込を行い、生協がこれを受諾した時点で受講契約が成立するものとします。

第 3 条（受講料の支払い）

1 申込者は申込書類に記載された受講料、教材費等の費用（以下受講費用という）を、生協が指定した方法により、生協が指定した期日までに支払うものとします。支払いがなされない場合、生協は契約を解除することができるものとします。

第 4 条（役務の提供）

1 生協は、申込者に対して申込書類に記載した役務を提供するものとします。

第 5 条（受講開始日）

1 本講座の受講開始日は、申込者の受講の有無にかかわらず、申込書類に記載された日付とします。

第 6 条（実施場所）

1 本講座の実施場所は、申込書類で定めるものとします。

第 7 条（提供する役務の変更）

1 生協は、事前に申込者へ告知することで本講座の受講日及び実施場所、提供する役務の軽微な内容を変更することができるものとします。

第 8 条（受講期間・回数・形態）

1 本講座の受講期間、回数、形態、その他の諸条件（最少実施人数など）は、申込書類に記載するものとし、申込者は、申込書類に記載された受講期間及び回数に限り受講できるものとします。

第 9 条（クーリング・オフ）

1 契約の成立日を含む 8 日間は、書面により無条件に当該講座の役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。
2 前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面を生協へ提出、もしくは郵送した日（郵便消印日付）から生じます。
3 この場合は、申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。受講費用の全部または、一部を支払われている場合は、速やかに当組合よりその金額の返還をうけることができます。
4 クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、申込者が改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む 8 日間を経過するまでは、クーリング・オフができるものとします。

第 1 0 条（中途解約）

1 本契約の成立後であっても、申込者は書面を提出することにより本契約を中途解約することができるものとします。
2 申込者から前項の申し出があった場合、生協は以下の定めによる受講費用の返還を行うものとします。

（1）受講開始日前の場合
受領済み受講費用から、以下の金額を控除した残額
a) 申込書類等で定める違約金
b) 使用済みの教材費

（2）受講開始日以降の場合
受領済み受講費用から、以下の金額を控除した残額
a) 実施済み講座回数×受講単価

b) 申込書類等で定める初期費用
c) 使用済みの教材費
d) 解約手数料として、受講費用から a) b) c) を控除した残額の 20%相当額、または 50,000 円のいずれか低い金額
3 返還先は申込者の指定する銀行口座への振込を原則とします。但し、申込者が未成年の場合は保護者名義の口座への返還とします。
4 申込者は出席の有無にかかわらず、実施済みの講座についての受講料の返還を請求することは出来ないものとします。

第 1 1 条（受講の権利）

1 申込者は、本講座を受講する権利を他者に譲渡することはできません。
2 申込者は、本講座に関わる教材・テキスト・データ・その他講座内で提供される物を、媒体如何に関わらず生協に無断で複製・複写・上映・販売することは一切できません。

第 1 2 条（個人情報保護）

1 収集した申込者の個人情報は、生協の個人情報保護方針に則り管理されるものとします。
(https://coop.kyushu-bauc.or.jp/nus_im/webapp/data_file_im/html_file/uk-coop/privacy.pdf)

第 1 3 条（撮影・録音）

1 生協は、講座の撮影・録音を行うことができるものとします。
2 撮影・録音した画像・音声は講座事務局が管理し講座の品質向上及び普及広報のために使用できるものとします。
3 普及広報目的の場合に限り、申込者は事前に書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用を停止することを申し出ることができるものとします。

第 1 4 条（損害賠償）

1 本講座の実施に際し、申込者に対して生じた負傷・盗難等の損害については、原則として生協は責任を負いません。但し、生協の責めに帰すべき事由があった場合は、当該講座の受講料を限度としてこれを賠償します。但し、生協に故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

第 1 5 条（講座の閉鎖）

1 生協は必要と認めた場合、本講座を中止することができます。この場合、申込者は第 1 0 条 2 項に準じた受講料の返還を受けることができます。その際、生協は違約金及び解約手数料を収受することはありません。

第 1 6 条（紛争の解決）

1 本約款に定める事項及び、当該契約について疑義が生じた場合は、申込者と生協とで誠意を持って協議をし、解決するものとします。
2 本約款に定めのない事項については、民法及び関連する法令によるものとします。万一、申込者と生協とで争訟が生じた場合は、福岡地方裁判所小倉支部を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第 1 7 条（本約款の変更・廃止）

1 生協は、本講座の充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施のために必要がある場合に、約款を変更・廃止することがあります。
2 前項の場合、生協は本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して利用者への周知を図るものとします。
（1）店舗での掲示
（2）Web サイトへの掲示
（3）申込者への告知
3 本規約の変更・廃止は、生協の理事会の議決によります。

第 1 8 条（施行）

1 本約款は 2026 年 10 月 7 日から施行します。

設定・改定年月日

2026 年 10 月 7 日 設定